

## 公立鳥取環境大学FD推進委員会規程

平成24年4月1日  
鳥取環境大学規程第19号

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程第11条第1項第8号に規定するFD推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 副学長補佐
- (5) 副学部長
- (6) その他学長が必要と認める者

### (任期)

第3条 前条各号に掲げる委員のうち、第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。  
2 委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。  
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置くことができる。  
2 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。  
3 前条第3項の規定にかかわらず、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (定足数及び議決)

第6条 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。  
2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (審議事項)

第7条 委員会は次の事項について審議する。  
(1) 大学におけるFDの推進計画に関すること。  
(2) 大学におけるFDの実施に関すること。

( 3 ) その他 F D 推進に必要な事項で、学長から諮問された事項

( 報告 )

第 8 条 委員長は、前条に規定する審議事項の審議結果を学長に報告するものとする。

( 構成員以外の出席 )

第 9 条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

( 事務 )

第 10 条 委員会の事務は、総務課が行う。

( 委任 )

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 26 年規程第 25 号 )

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 27 年規程第 32 号 )

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 27 年規程第 38 号 )

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。